



埼玉県報

第239号
令和3年(2021年)
8月31日
火曜日

目次

規則

- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（文書課）
- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）

管理規程

- 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 電子機械科ソサイエティ室及び電気科CAD室用コンピュータ等に関する入札公告（入札課）
- 電気製図室及び機械製図室用コンピュータ等に関する入札公告（入札課）
- 石油ストーブ（東部地区）に関する入札公告（入札課）
- 石油ストーブ（南部地区）に関する入札公告（入札課）
- 石油ストーブ（西部・北部地区）に関する入札公告（入札課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金給付業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の占用を制限する区域の指定（北本県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の占用を制限する区域の指定（北本県土整備事務所）
- 県道さいたま鴻巣線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の占用を制限する区域の指定（北本県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道加須鴻巣線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）

令和3年(2021年)8月31日

- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（監査第一課）
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（審査調整課）
- 埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（収用委員会事務局）

規 則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十一号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

規 則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一―七五

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県人事委員会規則一―五〇号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十六号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十二号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年八月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附 則

この規程は、令和三年九月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第八号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程をここに定める。

令和三年八月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号」を「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号」に改める。

附 則

この規程は、令和三年九月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第九百八十二号

熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

熊谷市	平成三十二年 令和元年度	地籍図十四枚 地籍簿二冊	吉岡六地区（楊井の一部、中恩田の一部）	令和三年 八月二十五日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証

告示

埼玉県告示第九百八十三号

熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

熊谷市	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果	の調査を行った地区	認証
令和二年度	令和元年度	地名	地籍簿一冊	大麻生四地区（大麻生の一部）	八月二十五日
				（令和三年	

告示

埼玉県告示第九百八十四号

熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

熊谷市	令和元年度	地籍図十二枚	妻沼小島一地区	令和三年
	令和二年度	地籍簿一冊	（妻沼小島の一部）	八月二十五日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果	の調査を行った地区	認証

告示

埼玉県告示第九百八十五号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
狭山市	令和元年度	地籍図三十七枚	令和三年
	令和二年度	地籍簿三冊	八月二十五日
		狭山第五十四地区（入間川の一部）	

告示

埼玉県告示第九百八十六号

東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証
東秩父村	平成三十年	地籍図三十八枚	令和三年
	令和二年度	地籍簿一冊	八月二十五日
		安戸三地区(大字安戸の一部)	

告示

埼玉県告示第九百八十七号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

飯能市	令和元年度	地籍図五十枚	双柳第十地区（令和三年	調査を行った成果の調査を行った認定
	令和二年度	地籍簿二冊	大字中山、大字	
			双柳の一部）	
			八月二十五日	

告示

埼玉県告示第九百八十八号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

小鹿野町	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
令和二年度	地籍簿一冊	長留十六地区(令和三年八月二十五日)		

告示

埼玉県告示第九百八十九号

加須市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

加須市	令和元年度	地籍図三十枚	飯積地区（飯積の地区の一部、麦倉の一部分）	令和三年
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果	調査を行った地区	年月日

告 示

埼玉県告示第九百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電子機械科ソサイエティ室及び電気科CAD室用コンピュータ等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年3月25日（金）

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市北区本郷町1970番地 埼玉県立大宮工業高等学校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 篠原 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月19日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月19日（火）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年10月19日（火）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年10月6日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年9月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(1) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Computer etc. for Use in the Electromechanical Engineering Society Office and Electronic CAD Office, etc (1 unit)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Tuesday, October 19, 2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Monday, October 18, 2021

In Person: 10:00 am, Tuesday, October 19, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,
Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-9301, Japan
Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第九百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電気製図室及び機械製図室用コンピュータ等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年3月28日（月）

(4) 納入場所

埼玉県春日部市梅田本町1丁目1番1号 埼玉県立春日部工業高等学校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 篠原 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月19日（火）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月19日（火）午前11時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年10月19日（火）午前11時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年10月6日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年9月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(1) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Computer etc. for Use in the Electronic Technical Drafting Office and Mechanical Drafting Office, etc (1 unit)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 11:00 am, Tuesday, October 19, 2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Monday, October 18, 2021

In Person: 11:00 am, Tuesday, October 19, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,
Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（東部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年2月9日（水）

(4) 納入場所

埼玉県立春日部高等学校ほか30校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月15日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日（月）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年10月18日（月）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年10月6日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年9月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

East Region Kerosene Heater

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Monday, October 18, 2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, October 15, 2021

In Person: 10:00 am, Monday, October 18, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第九百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（南部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年2月9日（水）

(4) 納入場所

埼玉県立浦和高等学校ほか27校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日（月）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月15日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日（月）午前11時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年10月18日（月）午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年10月6日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年9月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

South Region Kerosene Heater

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 11:00 am, Monday, October 18, 2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, October 15, 2021

In Person: 11:00 am, Monday, October 18, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（西部・北部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年2月9日（水）

(4) 納入場所

埼玉県立熊谷高等学校ほか27校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日（月）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月15日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年10月18日（月）午後1時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和3年10月18日（月）午後1時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年10月6日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年9月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

West and North Region Kerosene Heater

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 1:00 pm, Monday, October 18, 2021

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, October 15, 2021

In Person: 1:00 pm, Monday, October 18, 2021

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告示

埼玉県告示第九百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
ファミリークリニック春日部	医療法人修志会	春日部市備後西三―七―二 三	令和三年八月一日
いとう整形リハビリクリニック	医療法人社団Green Health	所沢市狭山ヶ丘一―二九九三― 五狭山ヶ丘メデイカルガ― デン二〇一	令和三年八月一日
わらび整形外科医院	蕨 信太郎	東松山市西本宿八一六―八	令和三年七月一日
鈴木眼科	鈴木 茂揮	北本市山中一―一九五	令和三年八月二日
久喜エンゼル歯科クリニック	小口 幸司	久喜市青毛二―二―一八	令和三年二月十九日
上尾ホワイト歯科	遠藤 純聡	上尾市西門前二八八―一	令和三年七月一日

店	エース薬局 下富	局	日本調剤 若狭薬	丘 日本調剤 狭山ヶ 丘薬局	店	スギ薬局 三芳町	店	かばさん薬局 谷塚	店	わかば薬局 谷塚	郎	薬局くすりの福太 八潮駅前店		武里みさき薬局		吉川美南デンタル クリニック 坂戸	クリニック タケダ 坂戸	医療法人 フェネ スト	院	ポンポン山歯科医 医療法人社団健 雄会
イ	株式会社エフケ	社	日本調剤株式会	社	局	株式会社スギ薬		株式会社タウン メディカル		株式会社アイア イフアーマシー		の福太郎		カルブリッジ		川田 俊弘	スト		雄会	
	所沢市下富一二〇〇―四		所沢市若狭三―二五七六一		一	入間郡三芳町竹間沢三五三―		草加市瀬崎一―九一―一 F		草加市谷塚町五二七―七		八潮市大瀬六一―一―三		春日部市大枝八九 武里団地 二―一―一―一〇四		〇九 吉川市美南三―二三―一イオ ンタウン吉川美南一七街区一		坂戸市日の出町五―三〇ア ク ロスプラザ坂戸二〇四		比企郡吉見町田甲七〇五―一
一日	令和三年八月	一日	令和三年七月	一日	令和三年七月	一日	令和三年七月	一日	令和三年七月	一日	令和三年八月	一日	令和三年八月	一日	令和二年一月	一日	令和三年九月		一日	令和三年七月

ス 訪問看護ステーション KUMIナー ヤんち	訪問看護ステーション あやめ毛呂山 ストナース	訪問看護ステーション あやめ毛呂山 町若山一―二 ―五YMグランハイム一〇六 号室	入間市宮寺四一〇二―三八 の内 武蔵ショッピングセン ターD―一八	令和三年七月 一日
マ 訪問看護ステーション 春日部パド マ・ビハーラ	株式会社パド マ・ビハーラ	春日部市新宿新田三三五―一	令和三年七月 二十六日	
川店 サンリツ薬局 吉有 限会社松葉薬 局	吉有 限会社松葉薬 局	吉川市上笹塚三―二三一―二	令和三年七月 一日	
クスリのアオキ籠 原南薬局	株式会社クスリ のアオキ	熊谷市籠原南一―一八四―二	令和三年八月 二日	
クスリのアオキ熊 株 谷大原薬局	株式会社クスリ のアオキ	熊谷市大原一―一八―二	令和三年八月 二日	
パール薬局	株式会社パール オネスト	富士見市東みずほ台一―七―一	令和三年六月 二十一日	

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
大 淵 修 哉		ヨ ン W 狭 山 ス テ ー シ ル 三 F ジ K E i R O 訪 問 鍼 灸 マ ツ サ	狭 山 市 水 野 五 三 六 二 M I ビ 令 和 三 年 七 月	一 日 令 和 三 年 七 月
並 木 秀 男		ヨ ン W 狭 山 ス テ ー シ ル 三 F ジ K E i R O 訪 問 鍼 灸 マ ツ サ	狭 山 市 水 野 五 三 六 二 M I ビ 令 和 三 年 七 月	一 日 令 和 三 年 七 月
中 山 寿 恵 子		ヨ ン W 狭 山 ス テ ー シ ル 三 F ジ K E i R O 訪 問 鍼 灸 マ ツ サ	狭 山 市 水 野 五 三 六 二 M I ビ 令 和 三 年 七 月	一 日 令 和 三 年 七 月
中 村 潤		治 療 院 南 羽 生 な か む ら	羽 生 市 南 羽 生 三 一 七 二 〇 令 和 三 年 七 月 三 十 日	三 十 日 令 和 三 年 七 月
小 森 充		株 式 会 社 リ カ バ リ ー 東 京 都 江 東 区 亀 戸 六 五 五 〇 一 二 〇	東 京 都 練 馬 区 豊 玉 中 三 一 四 一 九 令 和 三 年 七 月 十 六 日	十 六 日 令 和 三 年 七 月
村 上 智 範		練 馬 豊 玉 院 ゆ う し ん 接 骨 院	東 京 都 練 馬 区 豊 玉 中 三 一 四 一 九 令 和 三 年 七 月 一 日	一 日 令 和 三 年 七 月
中 村 潤		整 骨 院 南 羽 生 な か む ら	羽 生 市 南 羽 生 三 一 七 二 〇 令 和 三 年 七 月 三 十 日	三 十 日 令 和 三 年 七 月

告示

埼玉県告示第九百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
アセルト薬局	開設者住所	開設者名称	東京都豊島区南大塚 二―四五―八	東京都豊島区東池袋四 ―五―二
アセルト薬局	開設者住所	開設者名称	アポロメデイカル ールディング株式会 社	アポクリート株式会 社
ひまわり薬局	開設者住所	開設者名称	東京都豊島区南大塚 二―四五―八	東京都豊島区東池袋四 ―五―二
ミアヘルサ 訪問看護ステーション和光	名称		日生訪問看護ステーション和光	ミアヘルサ 訪問看護ステーション和光

二 指定施術機関

村上 智範		今野 大介		氏 名
施術所		施術所		変更事項
所在地	名称	所在地	名称	
五B棟一〇一	米 ゆうしん鍼灸院 ア クロスプラザ東久留	朝霞市本町三―四 一八―一〇二	藤川鍼灸接骨院	変更前
東京都東久留米市 上の原一―三―四	馬豊玉院 ゆうしん鍼灸院 練	朝霞市西弁財一― 一四―三―一〇七	在宅マッサージひま わり	変更後

告示

埼玉県告示第九百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
さいわい内科クリニック	草加市旭町一―四―四六旭町ヤマサコ一ポ一〇一	令和三年四月三十日
わらび整形外科医院	東松山市西本宿八一六―八	令和三年六月三十日
渡辺歯科医院	春日部市櫛字石神四三七―一	令和二年十月三十一日
久喜エンゼル歯科クリニック	久喜市青毛二―二―一八	令和二年十月三十一日
ホワイト歯科	上尾市原新町一九―四エステート北上尾一〇一	令和三年六月二十七日
吉川美南デンタルクリニック	吉川市美南三―二三―一イオンタウン吉川美南十七街区一〇九	令和元年十二月三十一日
花ぞの薬局	上尾市仲町一―五―八 一B	令和三年七月十日
アイセイ薬局 谷塚駅前店	草加市瀬崎一―九―一 一F	令和三年六月三十日

店 サンリツ薬局 吉川	ひまわり薬局	パル薬局	日本調剤 若狭薬局	日本調剤 狭山ヶ丘 薬局	あおい調剤薬局 二 本松店
吉川市上笹塚三―二三一―二	秩父郡横瀬町横瀬四三七八―三	富士見市東みずほ台一―五―二	所沢市若狭三―二五七六―一	所沢市東狭山ヶ丘四―二六七二―七	朝霞市本町一―三七―一三
日 令和三年六月三十	日 令和三年五月三十	日 令和三年六月二十	日 令和三年六月三十	日 令和三年六月三十	令和三年七月一日

告示

埼玉県告示第九百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
わかば耳鼻咽喉科クリニック	春日部市中央一―一―四清興ビル二F	令和三年八月十二日

告示

埼玉県告示第九百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
ハロー薬局	坂戸市南町五 一七	株式会社ハロ ーコーポレ ーション	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和三年九月一 日
イオン薬局北戸 田店	戸田市美女木 東一―三―一	イオンリテ ーブル株式会 社	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和三年七月十 二日
かなえ薬局	熊谷市新堀七 一六―三	株式会社萩原 薬局	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和三年七月一 日
行田協立診療所 通所リハビリテ ーション くら	行田市本丸一 八―三	医療生協さい たま生活協同 組合	通所リハビリ テーション 介護予防通所 リハビリテー ション	令和二年五月一 日

告示

埼玉県告示第千号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
	事業所名	事業所所在地			
デイサービスセンターさくら通所介護事業所	事業所名 デイサービスセンターさくら通所介護事業所	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	通所介護
訪問介護事業所桑の実ヘルパーステーション	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	訪問介護
指定居宅介護支援事業所 桑の実総合相談室	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	居宅介護支援
居宅介護支援事業所 桑の実南相談室	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	居宅介護支援
訪問介護事業所 桑の実中央ヘルパーステーション	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	事業所所在地 所沢市東狭山ケ丘六―二八三―一―二	訪問介護

ミ ア ヘ ル サ ラ ン 和 光	ミ ア ヘ ル サ シ ョ ン 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	ミ ア ヘ ル サ シ ョ ン 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	ミ ア ヘ ル サ シ ョ ン 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	ミ ア ヘ ル サ シ ョ ン 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	ミ ア ヘ ル サ シ ョ ン 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 桑 の 実 東 所 沢 相 談 室
ケ ア プ	ケ ア プ	ケ ア プ	ケ ア プ	ケ ア プ	ケ ア プ	東 松 山 市 御 茶 山 町 四 一 八
事 業 所 名	事 業 所 名	事 業 所 名	事 業 所 名	事 業 所 名	事 業 所 名	事 業 者 所 在 地
日 生 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 和 光	日 生 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	日 生 定 期 巡 回 サ ー ビ ス 和 光	日 生 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 和 光	日 生 ホ ー ム サ ー ビ ス ヘ ル プ 和 光	日 生 ホ ー ム サ ー ビ ス ヘ ル プ 和 光	所 沢 市 東 狭 山 ヶ 丘 六 一 二 八 二 三 一 二
ミ ア ヘ ル サ ケ ア プ ラ ン 和 光	ミ ア ヘ ル サ シ ョ ン 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	ミ ア ヘ ル サ シ ョ ン 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	ミ ア ヘ ル サ シ ョ ン 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	ミ ア ヘ ル サ シ ョ ン 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	ミ ア ヘ ル サ シ ョ ン 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 和 光	所 沢 市 東 狭 山 ヶ 丘 六 一 二 八 三 五 一 二
居 宅 介 護 支 援	訪 問 看 護 介 護 予 防 訪 問 看 護	定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護	通 所 介 護	訪 問 介 護	訪 問 入 浴 介 護 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	居 宅 介 護 支 援

告示

埼玉県告示第千一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
総合福祉 朝霞 ツクイ	朝霞市本町一 一九一三二 〇二	訪問介護 訪問入浴介護	平成十二年五月十 五日
齋藤齒科医院	所沢市金山町一 一八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年五月三十 一日
日本調剤 狭山ヶ 丘薬局	所沢市東狭山ヶ 丘四二六七二 七	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年六月三十 日
日本調剤 若狭薬 局	所沢市若狭三 二五七六一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年六月三十 日

パ
ル
薬
局

ほ富士見市東みず
台一―五―二

介
護
予
防
居
宅
療
養
管
理
指
導

居
宅
療
養
管
理
指
導

日
令
和
三
年
六
月
二
十

告示

埼玉県告示第千二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンワビル

埼玉県東松山市松本町二丁目四百六十八―一、三、四百六十七―一、四百六十九―十三、四百六十九―十七、四百七十一―一、四百七十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社オザム 代表取締役 小澤国生

東京都青梅市友田町五―三百五十

（変更後）株式会社ジェーソン 代表取締役 太田万三彦

千葉県柏市大津ヶ丘二―八―五

ハ 変更年月日

令和三年八月二十五日

ニ 届出年月日

令和三年八月十九日

二 縦覧期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）熊谷上之商業施設計画

埼玉県熊谷市上之字吉原三千百十四番一外

ロ 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 七五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 七五立方メートル

ハ 変更年月日

令和四年四月十九日

ニ 届出年月日

令和三年八月十八日

二 縦覧期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目六百一番地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合 理事長 田中宣充

埼玉県川口市栄町三丁目十番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マルエツ 代表取締役 古瀬良多

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年四月二十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千七百七十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社マルエツ（区画番号一〇一） 午前九時から翌午前一時
未定（区画番号一〇二～一〇七―二、一〇八～二一〇―四） 午前十時から午後八時

未定（区画番号一〇七―三） 午前零時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場① 午前零時から翌午前零時

駐車場② 午前七時から午後十一時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前零時から翌午前零時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年八月十九日

二 縦覧期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金給付業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年7月19日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号

5 契約金額

336,362,633円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第千六号

測量計画機関である志木市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

志木市

二 作業種類

公共測量（修正測量）
数值地形図修正（レベル二千五百 九・〇五平方キロメートル）

三 作業地域

志木市全域

四 作業期間

令和三年八月十七日から令和四年二月十日まで

告 示

埼玉県告示第七七号

令和三年埼玉県告示第六百十五号で公示した公共測量は、令和三年八月十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千八号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十二街区三画地（八潮市大字圀五百二十八番六）

(2) 地積

百七十・八七平方メートル

(3) 予定価格

二千四百四十三万四千四百十円

ロ 宅地番号八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十七街区一画地（八潮市大字圀五百四十一番三外）及び六十七街区二画地（八潮市大字圀五百四十一番三外）

(2) 地積

百七十八・一九平方メートル

(3) 予定価格

二千六百三十七万二千二百二十円

ハ 宅地番号九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十七街区四十六画地（八潮市大字圀五百三十一番四十一外）、六十七街区四十七画地（八潮市大字圀五百三十一番十三外）及び六十七街区四十八画地（八潮市大字圀五百三十一番三外）

(2) 地積

百六十五・七〇平方メートル

(3) 予定価格

二千五百三十五万二千百円

二 宅地番号十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十一街区二十一画地（八潮市大字圀五百二十五番三外）

(2) 地積

百九十一・九三平方メートル

(3) 予定価格

二千九百五十五万七千二百二十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 抽選の公正な執行を妨げた者
- (3) 未成年者
- (4) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過していない者
 - (一) 契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者
- (7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付

令和三年九月十三日（月）から同月二十七日（月）まで（消印有効）

(2) 窓口受付

令和三年九月十五日（水）から同月二十九日（水）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 郵送及び窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

令和三年十月九日（土）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第千九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東京都千代田区平河町一丁目一番八号

株式会社コスモピア

二 指定年月日

令和三年八月二十六日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	北本市二ツ家三丁目一〇番一地先から同市二ツ家三丁目一〇番一地先まで
供用開始の期日	令和三年八月三十一日
備考	平成十九年三月二十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一六・〇〇メートル

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 鴻巣桶川さいたま線 北本市二ツ家三丁目一〇番一地先から同市二ツ

家三丁目一〇番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年九月一日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>川越栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>桶川市大字坂田字細谷一五〇七番三 地先から同市大字坂田字細谷一五〇八番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年八月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十六年三月十二日付け埼玉県告示第 四百四十七号で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長六六・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 川越栗橋線 桶川市大字坂田字細谷一五〇七番三地先から同市大字坂田

字細谷一五〇八番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年九月一日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>さいたま鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市原馬室字鉄砲宿三六四五番三 地先から同市原馬室字鉄砲宿三七一三番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年八月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年二月一日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第一号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長三九五・三五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	北本市本宿二丁目八一番二地先から同市本宿二丁目二八番一地先まで
供用開始の期日	令和三年八月三十一日
備考	平成十一年七月九日付け埼玉県告示第千六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長五七・八〇メートル

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 鴻巣桶川さいたま線 北本市本宿二丁目八一番二地先から同市本宿二丁

目一・二八番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年九月一日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 羽生外野栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで 羽生市大字尾崎字塚原一八番二</p> <p>地先から 羽生市大字尾崎字塚原五一番二</p>		区 間
<p>一〇・五二〇 一一・六二二</p>	<p>七・六〇〇 九・八三</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一三四・八三</p>		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市下崎字西ノ谷裏三四七番 七地先から 加須市下崎字西ノ谷裏四六番一 地先まで	加須市下崎字西ノ谷裏三四七番 七地先から 加須市下崎字西ノ谷裏五五番地 先まで		区 間
九・〇〇〇 一六・〇〇〇	一三・七〇〇 一五・七一	一一・九五〇 一五・七一	敷地の幅員 (メートル)
七七・五〇	一一一・四二		延長 (メートル)
			備 考

告示

埼玉県選管告示第五十一号

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県選管告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

告示

埼玉県選管告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和三年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	埼玉県熊谷市板井千六百九十六番地
病院	埼玉県立がんセンター	埼玉県北足立郡伊奈町小室七百八十番地
病院	埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心一番地二
病院	埼玉県立精神医療センター	埼玉県北足立郡伊奈町小室八百十八番地二

告 示

埼玉県選管告示第五十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立循環器・呼吸器病センター	埼玉県熊谷市板井千六百九十六番地
病院	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立がんセンター	埼玉県北足立郡伊奈町小室七百八十番地
病院	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心一番地二
病院	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立精神医療センター	埼玉県北足立郡伊奈町小室八百十八番地二

告示

埼玉県監査委員告示第十号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年八月三十一日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県監査委員告示第七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年八月三十一日

埼玉県労働委員会会長 青 木 孝 明

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

告 示

埼玉県収用委員会告示第三号

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年八月三十一日

埼玉県収用委員会会長 中 村 達 也

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。